

目 次

監査委員公表	ページ
定期監査結果の公表について	1

監 査 委 員 公 表

定期監査結果の公表について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 4 項の規定により、新潟県市町村総合事務組合の定期監査を実施したので、同条第 9 項の規定により監査結果を次のとおり公表する。

平成 28 年 4 月 1 日

新潟県市町村総合事務組合監査委員 小 池 清 彦

新潟県市町村総合事務組合監査委員 須 貝 龍 夫

1 監査年月日

平成 28 年 3 月 24 日及び 28 日

2 監査対象年度及び期間

平成 27 年度 平成 27 年 4 月 1 日から平成 28 年 2 月 29 日まで

3 監査結果

監査の結果、新潟県市町村総合事務組合の財務に関する事務及び経営に係る事業の管理は適正に執行されているものと認められた。